

令和3年度成田市10月補正予算（専決）説明資料

一般会計の補正予算額は177,367千円の増額で、補正後の予算額は63,610,772千円となります。

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年12月以降に3回目の接種を実施する予定であることから、本市におけるワクチン接種を遅滞なく実施するため、接種券の作成等の早期に対応が必要となるものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、必要となる経費を計上するものです。

なお、今年度内に完了しない見込みの経費については、繰越明許費を設定します。

1. 補正予算額（一般会計）

177,367 千円 （補正後予算額 63,610,772 千円）

【歳入】

国庫支出金 177,367 千円

（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増 等）

【歳出】

衛生費 177,367 千円

【繰越明許費の設定】

・新型コロナウイルス感染症対策事業 65,714 千円
（新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費）

コールセンターの委託費用のうち、今年度内に完了しない見込みの経費について、繰越明許費を設定します。

2. 補正事業

○新型コロナウイルス感染症対策事業 177,367 千円

新型コロナウイルスワクチン接種について、2回目の接種が終了した方のうち、概ね8か月以上経過した方へ速やかに3回目の接種が可能となるよう、接種券等の作成やコールセンターの委託のほか、令和3年2月から先行接種を開始した医療従事者等について、12月から接種を行うための接種業務の委託に必要な経費を計上します。

※医療従事者等以外の方への接種に必要な経費については、今後改めて予算措置を行う予定です。